別記様式第三の七（第七条の七関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 11 月 5 日

東京都公安委員会

弁明通知書番号
別添のとおり

弁明通知書番号

30-102-260830-410506	30-102-260923-201617	30-103-260903-202894	30-103-260904-205636
30-103-260915-201995	30-103-260916-203713	30-104-260831-203551	30-104-260901-205696
30-104-260904-413541	30-104-260905-205808	30-104-260910-205876	30-104-260914-203749
30-104-260914-425470	30-104-260930-428432	30-105-260915-201654	30-106-260731-209670
30-106-260827-204709	30-106-260914-211969	30-108-260910-206772	30-110-260225-201666
30-111-260902-426055	30-113-260820-203174	30-113-260926-407458	30-217-260828-424068
30-219-260915-412056	30-220-260901-433603	30-221-260624-205147	30-325-260911-437280
30-328-260827-201472	30-330-260303-203525	30-331-260820-203999	30-331-260903-207414
30-331-260914-206773	30-332-260703-202870	30-332-260731-204956	30-332-260821-203320
30-332-260830-203404	30-332-260901-204247	30-332-260902-203434	30-332-260904-205943
30-332-260916-203582	30-332-260917-202816	30-333-260912-203773	30-333-260917-203822
30-435-260915-205232	30-436-260830-435084	30-436-260915-448272	30-436-260917-209937
30-438-260819-202112	30-438-260828-434870	30-440-260830-424224	30-440-260904-202979
30-440-260924-428282	30-441-260925-408355	30-546-260905-401073	30-549-260926-402826
30-550-260904-208346	30-552-260927-204305	30-554-260902-409489	30-554-260914-415344
30-554-260915-438912	30-555-260903-202613	30-556-260904-204928	30-557-260911-408234
30-560-260911-202344	30-660-260901-412050	30-661-260807-201469	30-661-260812-203517
30-663-260928-407633	30-668-260828-205981	30-668-260916-203775	30-771-260930-418028
30-772-260903-205643	30-777-260811-438056	30-777-260930-203530	30-878-260902-203948
30-883-260829-426050	30-884-260829-205590	30-884-260901-475350	30-884-260904-412229

1　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１０項及び道路交通法施行令第１７条の５第３項の規定により、この公示による納付命令の効力が生じた日（以下「効力発生日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

2　この処分については、効力発生日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。